

鳥取大学研究成果リポジトリ

Tottori University research result repository

タイトル Title	鳥取県における小中一貫教育校でのスポーツ教育の現状と課題
著者 Author(s)	植島, 直生; 関, 耕二
掲載誌・巻号・ページ Citation	地域学論集 : 鳥取大学地域学部紀要 , 16 (1) : 77 - 89
刊行日 Issue Date	2019-09-06
資源タイプ Resource Type	紀要論文 / Departmental Bulletin Paper
版区分 Resource Version	出版社版 / Publisher
権利 Rights	注があるものを除き、この著作物は日本国著作権法により保護されています。 / This work is protected under Japanese Copyright Law unless otherwise noted.
DOI	
URL	http://repository.lib.tottori-u.ac.jp/6509

鳥取県における小中一貫教育校でのスポーツ教育の現状と課題

植島 直生・関 耕二

The Case study of Sports Education at the Elementary and
Junior High integrated Education School in Tottori Prefecture

UEJIMA Naoki, SEKI Koji

地域学論集（鳥取大学地域学部紀要） 第16巻 第1号 抜刷

REGIONAL STUDIES (TOTTORI UNIVERSITY JOURNAL OF THE FACULTY OF REGIONAL SCIENCES) Vol.16 / No.1

令和元年 9月 6日 発行 September 6, 2019

鳥取県における小中一貫教育校でのスポーツ教育の現状と課題

植島 直生*・関 耕二**

The Case study of Sports Education at the Elementary and Junior High integrated Education School in Tottori Prefecture

UEJIMA Naoki*, SEKI Koji**

キーワード：小中一貫教育校，義務教育学校，体育

Key Words : Elementary and Junior High integrated Education School, Compulsory education school, Physical education

1. はじめに

1-1. こども人口の減少に伴う学校数の減少

近年、日本の人口は減少を続けておりこども（15歳未満）の人口も減少の一途を辿っているが、平成30年4月1日現在、こどもは前年に比べ17万人少ない1,553万人で昭和57年から37年連続の減少を続けている¹⁾。また、「文部科学統計要覧」²⁾（平成30年度版）によると、小学校数は、平成2年には24,827校、平成12年には24,106校、平成22年には22,000校、平成29年には20,095校となっている。また、中学校数は平成2年には11,275校、平成12年には11,209校、平成22年には10,815校、平成29年には10,325校となっている。このように、小中学校ともに、学校数の減少が続いているが、学校規模については、学校教育法施行規則³⁾に「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」と記載はあるものの、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」の学級編成が標準とされている。しかし、少子化の影響で標準とされる学級編成ができずに、「単学級」や「複式学級」で構成される学校も存在している。

また、文部科学省は平成27年に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」⁴⁾

を策定し、各教育委員会に通知を出した。その中で「児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましい」と示し、各教育委員会にクラス替えができるかどうかを判断基準として、小学校で6学級以下、中学校で3学級以下の学校については、統廃合の適否について検討を促した。

このように、我が国では少子化に伴い学校数が減少しているが、教育上の視点からは適正人数での学級編成が望まれており、学校の統廃合の一因にもなっていると考えられる。

1-2. 新しい小中一貫教育の形

全国的に小学校及び中学校の統廃合が進み学校数の減少がみられるが、「小中一貫教育」など新しい形態の学校が現れてきた。『新しい時代の義務教育を創造する』（平成17年10月26日中央教育審議会答申）では、「義務教育を中心とする学校種間の連携・接続の在り方に大きな課題がある」、「義務教育に関する意識調査では、学校の楽しさや教科の好き嫌いなどについて、従来から

*鳥取県 八頭町立 船岡小学校

**鳥取大学 地域学部 地域学科 人間形成コース

表1 小中一貫教育に関する制度の種類

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校		
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校	
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者	
修業年数	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年		
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織		
		小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 例) ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること	
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること		
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系的に配慮がなされている教育課程の編成 			
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教材の設定	○	○	○
	指導内容の入れ替え・移行	○	○	×
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用		
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下		
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内		
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等		

(文部科学省, 2017より作図)

言われている中学校1年生時点のほかに、小学校5年生時点で変化が見られ、小学校の4～5年生段階で発達上の段差があることがうかがわれる」と指摘されており、9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、義務教育に関する制度の見直しについての言及があった。また、平成23年度に開催された、小中一貫教育全国連絡協議会による小中一貫教育全国サミットでは、「小中一貫教育をさらに推進するために、義務教育学校の設置を定めた法整備の実現を望みます」と、義務教育学校の法制化を

望む主張が共同宣言として採択されている。その後、平成27年6月に学校教育法が改正され、9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置が可能となり、平成28年4月1日に施行された。

このように、義務教育における小学校と中学校の連携や接続、こどもの発達上の課題から、小中一貫教育が重要視されるようになり、その制度上の類型から「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」が存在している(表1)。

「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校形態であると文部科学省は示している。この義務教育学校の目的には、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことがある。修業年限は9年だが、前期6年と後期3年の課程に区分し、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用される。また、学年区分については、9年間の教育課程を「4—3—2」や「5—4」など柔軟な学年段階の区切りを設定することが可能である。その上で、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められている。さらに、教員の免許状については、小学校及び中学校の教諭の免許状の両方を併有することを原則としつつ、当分の間は、小学校又は中学校の教諭の免許状のどちらかを持っていれば、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程を指導することができる。

一方、「小中一貫型小学校・中学校（以下、小中一貫校と示す）」は、「併設型小・中学校」（中学校併設型小学校・小学校併設型中学校）と「連携型小・中学校」（中学校連携型小学校・小学校連携型中学校）に分かれている。小中一貫校の「併設型小・中学校」は、小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校である。関係校を一体的にマネジメントする組織（例：〇〇学園）を設け、学校間の総合調整を担う校長（例：学園長）を定めたり、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させたりすることなどの、運営上の仕組みを整えることが必要である。加えて、義務教育学校と同様に、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例の実施が設置者の判断によって認められている。学年区分についても、義務教育学校と同じように、「4—3—2」や「5—4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易になっている。また、小中一貫校の「連携型小・中学校」は、設置者が異なる小学校と中学校が一貫した教育を行おうとする

場合に適用される。設置者が異なるため、学校同士の関係性や学校間の距離等についての多様な組み合わせが考えられることから、一律に教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整える規定は設けられていないが、小中一貫教育の実質が担保されるよう適切な運営体制を整備することが求められている。さらに、一貫教育の軸となる新教科等の創設は設置者の判断で実施可能だが、指導内容の入替えや移行を行いたい場合には、教育課程特例に関する文部科学省への申請が必要となる。

文部科学省の「小中一貫教育の導入状況調査について」（平成29年3月1日現在）⁵⁾によると、小中一貫教育を実施している市区町村は、1,749件中、249件（14%）である。小中一貫教育を行っていない1,500市区町村で、「平成29年度から実施予定」が31件（2%）、「平成30年度以降の実施を検討している」が143件（10%）、「検討に着手する予定」が151件（10%）、及び「他市町村の導入状況を注視している」が300件（20%）であることから、小中一貫教育の導入は今後増加していくものと推察される。

しかし、文部科学省の「小中一貫教育の導入状況調査について」によると、学習や生徒指導等の問題だけでなく、教職員の負担等の課題も指摘されている⁵⁾。学習指導や生徒指導の面では、「9年間の系統性に配慮した指導計画の作成・教材の開発」、「年間行事予定の調整・共通化」及び「小中合同の行事等における発達段階に応じた内容設定」等で課題があると回答した割合が高かった。教職員の負担等の面では、「小中の教職員での打ち合わせ時間の確保」、「小中合同の研修時間の確保」及び「小・中学校間での負担の不均衡」等で課題があると回答した割合が高かった。

このように、小中一貫教育においては、小中一貫教育に特有なカリキュラム編成や年間行事など学校運営に関わることや、教員の負担に関わることなどに新たな課題も現れている。

一方、小中一貫教育校では、9年間の系統性に配慮して授業により学習成果が期待されているが、学校行事や部活動など一般的な学校とは異なる形態で実施されている可能性があり、その実情は不明なままである。特に、体育的行事や運動部活動については、1年生（前期課程：小学1年生）から9年生（後期課程：中学3年生）では体力や心身

の発育発達に大きく差が生じることから、それらの運営方法には配慮が必要であると考えられる。また、前期課程（小学校）と後期課程（中学校）の教員が同じ組織内にいるため、運動会やマラソン大会などの体育的行事や運動部活動の顧問についても、その実態は明らかではない。

また、体育授業については、平成20年1月の中央教育審議会答申を受けて「学校段階の接続および発達の段階に応じて学習内容を整理し、明確に示すことで体系化を図る。」と改善の基本方針が示され、平成23年から全面実施の学習指導要領に反映されている。これは、平成29年改訂の学習指導要領にも引き継がれ、「（指導内容について）小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるように示す必要がある。」と示されている。しかし、加藤⁶⁾によると、小学校で終わり中学校にはつながらない運動、中学校が初出の運動、似た形の運動が小学校段階で行われていても中学校においてはその趣旨が異なっている運動など、指導に考慮が求められる場合があり、校種間において指導系統を確認し、運動の連携性に着目していくことが求められていると指摘している。

このように、小中一貫教育においては、校種間の連携が必要になってくるが、体育授業においての校種間の連携については明らかになっていない。

さらに、小学校から中学校にかけては、身体的には第二発育急進期にあたり、心身が著しく発達することから、体力的にも個人差が著しい時期にあたる。そのため、スポーツ指導に際しては、個々の発育発達状態を考慮した指導が必要となる。以上のことから、体育的行事や運動部活動、体育授業等におけるスポーツ教育については、系統的に学習が期待されている小中一貫教育校の設立趣旨に合致するところが多い。

1-3. 鳥取県における小中一貫教育校の現状

人口が最も少ない鳥取県における小学生は昭和58年の56,125人から平成29年には28,148人へ、中学生は昭和62年の28,558人から平成29年には15,540人へ減少しており、毎年前年度を下回っていることが報告されている⁷⁾。また、鳥取県においては児童数・生徒数の減少に伴って学校数にも変化がみられ、小学校数は平成9年の191校から平成29年には128校へ、中学校数は昭和44年の69校から増減を繰り返し平成29年には63校

へ減少しており、この20年間で急激に減少している⁷⁾。さらに、鳥取県の小学校における統廃合については、平成9年から平成27年にかけて、全国の学校数や児童数の減少率よりも鳥取県の減少率の方が高い傾向であることが指摘されている⁸⁾。一方、鳥取県では平成30年度時点で3校の義務教育学校と1校の小中一貫校があり、小中一貫教育が行われているがその実態や課題に関する報告はみられない。

そこで本研究では、児童・生徒の心身や体力の発達が著しい小中一貫教育校において、体育や保健体育授業、体育的行事及び部活動を中心に、小中一貫教育校を開校した背景や現状と課題について、鳥取県を事例として検討を行うことを目的とした。

2. 研究方法

鳥取県内の3つの義務教育学校と1つの小中一貫校において、小学校（義務教育学校では前期課程）の体育主任の教諭と中学校（義務教育学校では後期課程）の保健体育の教員にアンケートを実施した。また、それぞれの学校の校長及び教頭にインタビューを行った。すべての調査は、平成30年12月に実施された。

体育主任や保健体育教員に対するアンケート調査では、所有している教員免許状、小学生の課外活動（部活、陸上練習、水泳練習等）、体育授業、健康安全・体育的行事の成果や課題について、選択肢と自由記述を設けて行った。

校長や教頭に対するインタビュー調査では、義務教育学校や小中一貫校の設置の背景や経緯、学校組織、教員の所有免許状、体育授業の相互乗り入れと教科担任制、小学生の部活動参加について質問した。

尚、本研究を実施するにあたり、事前に校長及び体育主任等に研究の趣旨等を書面及び口頭で説明し、研究参加に同意を得た。

3. 結果及び考察

3-1. 鳥取県における小中一貫教育校の開校の背景と課題について

本研究で対象となった鳥取県の小中一貫教育校4校の校長及び教頭に対して、それぞれの学校の設置の背景や経緯についてインタビューを行っ

た。尚、対象となった4校の基本的な情報を表2に示した。

＜A校：小中一貫校＞

A校は、小学校1校と、中学校1校が統合して、平成24年に小中一貫校として開校された。

○小中一貫校になる以前の状況

教頭へのインタビューからは、A校が開校される以前は「小中学生が激減していた。中学生だけで50人を切ることが見込まれている状況だった。」という少子化に起因するコメントや、「A校の教育の方針として、系統的に学習指導していくことを目指した。小中ギャップを埋めて、（当時多かった）不登校の数を減らすことも狙っていた。」といった小中一貫の教育効果を期待したコメント、さらには「（統合しなければならない）2次的な問題として、小学校の校舎の老朽化があった。配管の老化や耐震性の問題など。補強するのか、建て替えるのか、となったときに、中学校校舎が新しくなかったので、そちらに統合することになった。」といった校舎の老朽化等の行政の財政的な課題に関するコメントを得た。

○現状と課題

教頭へのインタビューからは、「現在は、小中一貫校でうまくいっているので、現在の取り組みや（校内）研究を充実させていく方向でいきたい。」や「A校は、義務教育学校へ移行していない。A校にとってのメリットを感じない。移行しないとけないとは思っていない。」とのコメントがあり、現状の学校形態がうまく機能しており、新た

に義務教育学校へ移行する必要性が感じられないことが伺われた。また、「小中一貫校なら、A教育委員会の判断でできる。特区にしなくてもできることがある。」とのコメントがあり、設置手続きが市町村教育委員会の規則等で定められる小中一貫校の方が開校しやすく、わざわざ市町村の条例で定められる義務教育学校のようにしなくてもよいという、手続き上の利点について指摘されていた。さらに、「（小中併設型の小中一貫校であるA校の）良さや利点は、義務教育学校寄り（義務教育学校と共通している）である。小学校の文化、中学校の文化をそれぞれ持ち合い、お互いが子どもを見て理解がより深まる。それぞれの『この学校をどうしていくのか』という課題を、一緒に見て一緒に考えることができる。」と、9年間を通して子どもたちの成長を見取ることができる教育上の利点についてのコメントを得た。

一方、教頭へのインタビューからは、「小中一貫校になって4年目に義務教育学校（の制度）ができた。義務教育学校になって小中が一緒になると、将来的に職員の加配（通常より教員を多く配置すること）の考え方が、デメリットになるかもしれないという考え方があった。（つまり、小学校は小学校の一人の加配がつき、中学校は中学校の一人の加配がつき、合計2人の加配がつくという状態から、義務教育学校で一つだから、一人の加配しかつかないのではないか）」という教員数が減らされて、学校運営に影響がでるのではないかという不安に関するコメントを得た。

表2 鳥取県内の小中一貫教育校4校の基本情報

	小中一貫校	義務教育学校		
	A校	B校	C校	D校
開校年度	平成24年度	平成30年度 *1	平成30年度	平30年度 *2
児童数	78	145	124	201
生徒数	49			
全クラス数 (特別支援)	7(1) 5(2)	11(2)	13(2)	12(3)
教職員数	18	35	29	34
	16			

*1 B校は、小中一貫校として平成20年度に開校した後、義務教育学校へ移行した。

*2 D校は、小中一貫校として平成28年度に開校した後、義務教育学校へ移行した。

(鳥取県教育関係職員録⁹⁾，2018より作図)

このように、A校においては小中一貫教育の効果期待しつつも、児童生徒数の減少と校舎の老朽化による行政の財政的な問題が開校の要因となっていることが分かった。また、「義務教育学校」と「小中一貫校」の良さや利点は共通している点があるが、「義務教育学校」は「小中一貫校」と比べ設置手続きにハードルがあることがうかがわれた。

< B校：義務教育学校 >

B校は、小学校1校と、中学校1校が統合して、平成20年に小中一貫校として開校した後に、平成30年に義務教育学校へ移行した。

○義務教育学校になる以前の状況

校長へのインタビューからは、「元々は、中学校の生徒数が減少したことにより、高校と合併するという話だった。しかし、『地域が寂れると困る』という地域からの要望があり、学校を残す運動がおこった。」という地域の要請に関するコメントを得た。

また、校長へのインタビューから「地域の住民・保護者・教員・鳥取市教育委員会が小中一貫校推進委員会（平成16年度設置）を作って検討をした結果、B校は（県内初の）小中一貫校として誕生した。」と地域・保護者・教員・教育委員会の4者で関わり合って小中一貫校を作り上げたというコメントを得た。

平成17・18年度鳥取市中学校教育振興会指定研究冊子『小中一貫で人づくり、地域づくり！』¹⁰⁾によると、教育振興会が実施したアンケートでは6割程度がB校地域に学校を残したいと思っていた。また、地域から「子どもが好きな部活に入れないのなら、（小中一貫校を）やめようという声もある。」と記されていることから、地域が学校の存続に強い関心を持っていたことが分かる。

このように、B校は地域の強い要請と、学校と保護者や教育委員会が一体となり「地域の学校」存続という共通目標の実現のため、小中一貫校の在り方を共に検討し開校されていた。

○現状と課題

校長へのインタビューから、「（小中一貫校になって）10年が経つと、学校行事や地域との協力体制に変化が少なく『学校を（地域に）残しておきたい』という熱が下がってきた。そこで義務教育学校への移行、コミュニティ・スクール（学校

運営協議会制度）の設置を通して、もう一度、開校当時の保護者との関係作りをしたい、活性化させたいという思いがあった。」と、時間経過による地域の学校に対する関心の低下とそれを活性化させる対策（義務教育学校への移行）についてのコメントを得た。

また、校長へのインタビューから、「1年目は校舎が別々だったが、2年目（平成21年度）からは、校舎を一つに（小学校の校舎へ移動）した。」と、「連携型小・中学校」の小中一貫校から「併設型小・中学校」の小中一貫校へ移行したことで、より一律に一貫教育を施すことができるようになったことがうかがわれた。さらに、「地域の人に部活（バスケット部）指導員のようなボランティアとして関わってもらうなど、新たな動きが出てきた。」と部活動の指導に地域の協力が得られるようになってきたコメントや「部の数が少ないので、保護者・生徒から『〇〇部を作ってください』というお願いが来る。しかし、人数的に新しい部を作ることはできないので、クラブチームに行ってもらっている。」というコメントがあり、運動部活動の運営方法に関して地域や保護者の協力が得られてはいるものの、学校内で対応しきれない新たな課題が出現していることがうかがわれた。

このように、B校は地域に学校を残そうとする地域の熱心な要請が開校の要因となったことが明らかとなった。また、運動部活動に関して部の成立のための生徒数や顧問になる教員数の確保や、保護者や地域のスポーツクラブとの協力に課題があることが明らかとなった。

< C校：義務教育学校 >

C校は、小学校1校と、中学校1校が統合して、平成30年に義務教育学校になった。全国2例目の施設分離型の義務教育学校である。

○義務教育学校になる以前の状況

校長へのインタビューから、「義務教育学校ができたのは、少子化が1番の原因だった。中学生の人数が80人台で、旧郡内の中学校3校を統合するという話が出ており、元々、小学校は統廃合の対象ではなかった。」という義務教育学校の設定が少子化に起因しながらも、近隣の中学校が統合するはずだったというコメントを得た。

また、校長は「地元としては、地元中学校を残したいという思いがあった。そこで、中学生以

上の住民対象に町民アンケートを実施した（「C地域の教育を考える会〈平成26年5月設置〉」が実施）。その結果、地域に学校を残す方に7割以上が賛成した。反対の意見は『人数が多い方が活動できる』という部活のことを考えてだった。」とコメントしており、地域住民の多くは地元で学校を残すことを望んでいたことが推察される。さらに、「『新しいことをするんだ』ということがアンケートの結果に出た。先駆け・新しいこと好きな気質がある町住民であるように思う。初代藩主（江戸時代初期に朱印船貿易をした）に通じた気質がある。新しいことを面白いと感じる町の人が多い。」という地域住民の気質に関するコメントから、地域住民の学校存続の要請と、当時は新しい学校形態であった小中一貫教育校に対する住民の期待がうかがえた。

一方、校長のインタビューから、「C地域小中一貫校推進委員会が設置された（平成28年6月設置）。（委員会設置の）当初は「小中一貫校」を目指していたが、平成28年4月の学校教育法の改正を受けて、義務教育学校にするのか協議をした。」という開校にあたり学校教育法改正の影響を受けたというコメントや、推進委員会のメンバーであった校長（平成27年度より赴任）は「義務教育学校にするべきだと考えていた。教育方針を元に、9年間を考えることができるから。」と、義務教育学校の利点に関するコメントを得た。加えて、校長へのインタビューでは、「校舎は今あるもの（旧小学校校舎・旧中学校校舎）を両方活かしたいという思いから、施設分離型になった。」と、既存施設の有効利用に関するコメントや「旧小学校校舎は、旧町時代に建てられた校舎である。単独町時代に建てられ、地域の教育にかける思いが強かったため、しっかりとした校舎が建てられている。旧中学校校舎は、（地域の象徴的な）『旧城跡に校舎がある』ということに意味がある。」と、それぞれの校舎を活用する意図に関するコメントを得られた。

このように、C校は、生徒数の減少と地域に学校を残そうという地元住民の要請が開校の要因となっていた。また、新校舎を建て替えることなく既存施設を有効利用することにより、地域の象徴を活かしながら施設分離型の義務教育学校を誕生させていた。

<D校：義務教育学校>

D校は、小学校1校と、中学校1校が統合して、平成28年に小中一貫校になった後に、平成30年に義務教育学校へ移行した。

○義務教育学校になる以前の状況

D校については、「Dの教育を考える会（平成25年5月設立）」が平成26年6月に市長・教育長に対して要望書を提出し、その後、校区審議会より教育委員長へ「D地域の学校の在り方」について答申提出があり、10月にはD地域に「幼小中一貫校」設置が決定されたという経緯がある。

校長へのインタビューから、D校の開校は「児童数の減少が原因となった。小学生は140人ほど、中学生は100人を切り、80人を切り…、というところだった。」と、少子化が要因だとするコメントを得た。

校長へのインタビューから、「どこかの小学校と統合するのか、小中一貫校にするのかで（Dの教育を考える会にて）検討し、小中一貫の方向になった。」と経緯に関するコメントを得た。

また、校長へのインタビューから、「2年間小中一貫校だったが、（幼稚園・小学校・中学校が入る施設一体型校舎に向けて、小学校校舎の改修・増築工事が完成した）実施平成30年度より、施設一体型の義務教育学校へ移行した。」と幼稚園を加えた一貫教育を重視しているコメントを得た。

このように、D校も少子化に伴う学校の在り方が開校の要因であるが、施設や教育効果の視点から幼稚園教育を加えた一貫教育校を目指した点に特徴がみられる。

○現状と課題

校長へのインタビューから、「D校が幼稚園と一体となっているのは、旧村時代から『0歳から15歳という長いスパンで、学びをとらえよう』と考えてきたことが関係している（4歳まで保育園、5・6歳が幼稚園、6歳から小学校）。」という、地域に根付く教育観に関するコメントを得た。また、「今は、元中学校校舎は、体育館と特別教室だけ利用している。」と、旧中学校施設を有効に活用しているとのコメントを得た。

このように、D校は、児童生徒数の減少が開校の要因になっていることが分かった。また、地域に根付く教育観として「0歳から15歳」という長いスパンで教育を捉え、一貫教育に取り組んでいた。

以上のように、本研究で対象となった鳥取県における4校については、小中一貫教育校の趣旨とは異なり、「児童生徒の減少」と「学校を残したい」という地域の願い」といった学校の統廃合に対する危機感が、小中一貫教育校の設置に大きく影響したことが明らかとなった。

3-2. 体育関連教員と体育的行事について

本研究で対象となった鳥取県の小中一貫教育校4校の校長及び教頭に対して、それぞれの学校において「小学校でいうところの『体育主任』の教員がいるのか」、「『体育主任』の所属」、「体育的行事の主な担当教員」及び「『小学校体育連盟（以下、小体連と示す）』や『中学校体育連盟（以下、中体連と示す）』の担当教員」についてインタビューを行った。さらに、体育主任や教員の専門性を把握するために、教員免許の所持状況について前期課程（小学校）の体育担当者と後期課程（中学校）の保健体育教員にアンケートを行った（表3）。

その結果、小中一貫校であるA校では、「体育主任」は小学校の教員が担当していた。また、中学校の保健体育教員を改めて体育主任と呼称することはないが、二人が「体育科」として、それぞれ「小学校の体育担当」、「中学校の体育担当」として並んでいる状態であった。一方、A校における体育的行事については、中学校教員の保健体育教員が新卒のため小学校教員の体育主任がメインとなり、「体育科」が担当していた。また、小学校教育研究会（以下、小教研と示す）の体育部会や小体連については体育主任が担当し、中学校

教育研究会（以下、中教研と示す）の保健体育部会や中体連については保健体育教員が担当していた。

義務教育学校であるB校とC校においても、前期課程（小学校）教員が体育主任を担当していた。B校の体育主任は、前期課程（小学校）であるが中学校の保健体育の教員免許を保有していたが、C校の体育主任は保有していなかった。この2校もA校と同様に、後期課程（中学校）の保健体育教員を体育主任とは呼称していないが、B校は前期課程（小学校）の体育主任と後期課程（中学校）の保健体育教員が「保体部」に所属し、体育的行事の中心を担っていた。また、C校では、前期課程（小学校）の体育主任がいる校舎と後期課程（中学校）の保健体育教員がいる校舎が二つに分かれているため、お互いが行き来しながら相談して体育的行事の計画立案にあたっていた。尚、C校では後期課程（中学校）の保健体育教員は、小学校の教員免許を有していた。

このように、小中一貫校であるA校と同様に義務教育学校であるB校とC校においても、小教研の体育部会や小体連については「体育主任」的な役割を担当し、中教研の保健体育部会や中体連については保健体育教員が担当していた。

一方、義務教育学校であるD校では、後期課程（中学校）の保健体育教員が体育主任となっていた。ただし、体育的行事については、保体主事と中等（3年生から5年生）ブロック長を兼任する教員がメインで提案する立場になっている。体育主任が新規採用のため、補助の意味もあるとのことだった。小教研の体育部会や小体連については、別の前期課程（小学校）教員が担当し、中教研の

表3 鳥取県内の小中一貫教育校におけるスポーツ教育の実態

		小中一貫校		義務教育学校		
		A校	B校	C校	D校	
学校組織	体育主任	前期課程（小学校）教員	前期課程（小学校）教員	前期課程（小学校）教員	後期課程（中学校）教員	
教員免許状	小体育担当	1人	1人（中保体免許有り）	1人	1人	
	中保体教員	1人	1人	1人（小免許有り）	1人	
体育授業	入替え・移行	×	×	×	×	
	異学年交流授業	○	○水泳・シャトルラン	○運動会練習（ソーラン節）	×	
	乗り入れ指導	TT(4年生T2)	TT	×	小6	
部活動	小学生参加	△仮6年生3/1	○	×	○	
	正式入部時期	7年生4月	6年生2/25	7年生4月	6年生11月	
	体験入部	6年生11月	6年生1月21日~2月4日	6年生1月	6年生10月16~26日	

保健体育や中体連については体育主任が担当していた。

一般の小学校では、体育主任は教科主任の一つとして、担任又は級外の職員から一人が任命される。つまり、組織の中で担任や級外ならば誰でも体育主任になる可能性がある。しかし、一般の中学校では、必然的に「体育主任＝保健体育教員」となるが、本研究で対象となった4校の小中一貫教育校では、それぞれの学校の実態に応じて体育主任を配置していることが明らかとなった。また、体育的行事においては、必ず2名以上で企画・運営しており、一人に責任や負担が偏らないような工夫やお互いの専門性を補完しあう協力体制が組まれていた。

また、小中一貫校に勤務する教員は、所属する学校の免許状を保有していれば問題ないが、義務教育学校は、「当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能となっている（表1）」となっているものの、原則小学校・中学校の両免許状を併有している必要があるが、本研究で対象となった4校の小中一貫教育校では、両方の教員免許を有する教員の方が少なかった。このことは、小学校教員として採用されると、その後、小学校でのみ異動を繰り返すといった鳥取県の教員採用や人事異動の制度の影響であることが考えられる。今後、小中一貫教育校が増加する可能性を考えると、一部の自治体が導入している義務教育間での異動（小学校から中学校など）ができるような制度や、小学校と中学校の両方の教員免許が必要な採用方法などの検討が必要であろう。

3-3. 体育授業における小中間の連携について

本研究で対象となった鳥取県の小中一貫教育校4校の前期課程（小学校）の体育担当者と後期課程（中学校）の保健体育教員に、小中間における体育授業の学習指導内容の入替え・移行、異学年交流授業及び後期課程（中学校）の保健体育教員による前期課程（小学校）への乗り入れ指導の実態についてアンケートを実施した（表3）。

小中間での体育授業において学習指導内容の入替え・移行については、小中一貫校のA校、義務教育学校であるB、C及びD校の全ての学校で行われていなかった。

しかし、体育授業における異学年交流授業については、小中一貫校のA校、義務教育学校であるB・C校の3校が実施しており、義務教育学校であるD校では行われていなかった。その授業内容については、A校では表現運動（トランポロボックス）、B校では水泳と新体力テストの20mシャトルラン、C校では表現運動（ソーラン節）が行われていた。A校とC校の表現運動は、体育的行事である運動会での演技種目になっていた。

体育授業における後期課程（中学校）の教員による前期課程（小学校）への乗り入れ指導は、小中一貫校のA校、義務教育学校であるB及びD校の3校で実施されていたが、義務教育学校であるC校では行われていなかった。その実態については、A及びB校ではTT（チームティーチング：複数の教師が協力して授業を行う指導方法）のT2（サブの役割。T1はチーフの役割）として授業を実施しており、D校では教科担任として6年生の授業を担当していた。尚、C校では乗り入れ指導ではないが、時々授業の見学をして、場の設定等についてアドバイスをしていた。

以上のように、本研究で対象となった4校の小中一貫教育校では、小中間における体育の授業内容の入替えや移行は行われていなかったもので、小中一貫教育校において期待されている教育効果は限定的であるかもしれない。一方で、体育科及び保健体育科は、元々、系統性を意識した学習内容が指導要領に示されているため、入れ替えや移行の必要性を教員が感じていないと推察される。また、異学年交流授業は3校で実施されており、その授業内容から大きく二つの傾向が考えられる。一つ目は「上級生が下級生に見本を見せ、上級生が自己肯定感を得ることができる授業」である。水泳やダンスなど、下級生があこがれをもって上級生から学ぶ学習はまさに小中一貫教育の利点である。2つ目は「児童生徒と指導教員の人数が必要な授業」である。水泳では児童生徒の安全面を確保するための人員が必要であるし、新体力テストの20mシャトルランについても、正しい計測には人手が必要である。また、体育的行事である運動会の演技種目との関連性も見られるなど、多くの児童生徒を一斉に指導できる場面として異学年交流授業が行われていると推察される。さらに、体育授業における後期課程（中学校）教員による小

学校前期課程（小学校）への乗り入れ指導については、3校で行われていた。教科担任やTTとして授業に参加したり、授業に参加しなくともアドバイスを送ったりしている現状から、小中一貫教育校において、体育授業においては、お互いの専門性を補完しあう乗り入れ指導により、より教育効果が期待される教科であると考えられる。

3-4. 体育授業における課題について

体育授業における小中一貫教育校の課題を検討するために、本研究で対象となった鳥取県の小中一貫教育校4校の前期課程（小学校）の体育担当者と後期課程（中学校）の保健体育教員に対して「乗り入れ指導の授業で困っていること」及び「乗り入れ指導の打ち合わせ」について記述式でアンケートを実施し、校長及び教頭に対して「乗り入れ指導による小学校・中学校間での負担の不均衡の解消」についてインタビューを行った。

その結果、体育授業において「乗り入れ指導の授業で困っていること」については、「小学生に向けた言葉の選択や活動・ルール工夫」、「基本的な技能の定着」及び「中学生と同じ声掛けで理解できないことがあり戸惑う」といった回答がある一方、「6年生の担当なので中学生とあまり変わりなく指導できる」といった回答もあった。このように、体育授業における「乗り入れ指導の授業で困っていること」については、本研究では後期課程（中学校）の教員の小学生に対する指導方法について戸惑いがみられた。これらの背景には、後期課程（中学校）の教員の小学生に対する、指導単元の系統性の理解不足や小学生に対する指導経験不足が考えられる。また、義務教育学校においては、小中両方の教員免許を併有している必要があるが、現状は両方の免許を保持している教員が少ないことも一因といえよう。一方で、乗り入れ指導においては、本研究のA校、B校及びD校のように学校の立地が一体型であれば乗り入れ指導が容易であるが、C校のように分離型であれば離れた校舎への移動が必要になり乗り入れ指導が困難になることが考えられる。

また、体育授業における「乗り入れ指導の打ち合わせ」については、「単元の内容についての共通理解や見通しを持っておくため、単元の前に行う」、「クラス担任と乗り入れ指導をする中学校教員がお互い空いている時間などに、ポイント

だけ話し合っている」及び「授業前や実施後の生徒の様子を共有することで、気になる生徒を注意して観察したり指導に生かしたりしている」といった回答がみられた。このように、体育授業における「乗り入れ指導の打ち合わせ」については、本研究では担任である前期課程（小学校）の教員と後期課程（中学校）の保健体育教員との間で連携が取れている実態がみられた。しかし、打ち合わせの時間、方法及び内容については各学校において様々であり、形態が決まっているわけではなく、現場の担当教員の工夫によって成立しているとも考えられる。

さらに、体育授業における「乗り入れ指導による小・中学校間での負担の不均衡の解消」については、「クラス数の関係上、乗り入れ指導の授業時間数を入れたとしても、そもそもの授業時間数が多くはないため、負担の軽減は行っていない」、「特別支援学級の担任でもあるため、時間数的に制限があり、本当はもっと授業を持ってほしかったができなかった」、「（初任研を考慮に入れて）負担軽減のために、授業自体をTTにしてある」、「5・6年生は小学校教員がTTのT1になっていればできる（一昨年は5から9年生〈小学5年生から中学3年生〉を中学校体育教員が授業していた）」及び「中学校教員が一人にならないように、教材研究が追いつくようにしている」といったコメントを得た。また、乗り入れ指導によって生じた、小学校教員側の空き時間の利用については、「5・6年英語の授業」及び「司書教諭の仕事」「学級事務」といったコメントがあった。

このように、体育授業における「乗り入れ指導による小・中学校間での負担の不均衡の解消」については、本研究ではそもそも負担が増していないとする学校があった。このことは学校規模が関係していると考えられる。小中一貫校の標準規模は「小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下」、義務教育学校の標準規模は「18学級以上27学級以下」である（表1）が、本研究における4校では、どれも標準規模を満たしておらず（表2）、授業数が多すぎるといった状況ではないという認識であると考えられる。また、教員個人として受けなければならない基本研修の有無や担任の有無によって、乗り入れ指導ができる時間の確保が困難になることが、乗り入れ指導の実施状況に影響すると考えられる。

3-5. 体育的行事について

小中一貫教育校における体育的行事の課題を検討するために、本研究で対象となった鳥取県の小中一貫教育校4校の前期課程（小学校）の体育担当者と後期課程（中学校）の保健体育教員に、体育的行事についてのアンケートを実施した。

その結果、各校で行われている体育的学校の行事は、「運動会」、「マラソン大会」及び「駅伝大会（縦割り）」であった。運動会においては4校すべての学校で全校児童・生徒で行う学校実施されていたが、マラソン大会は全校児童・生徒で行う学校や前期課程（小学校）と後期課程（中学校）で別れる学校、市民マラソン大会に参加する学校など様々であった。

また、体育的行事について前期課程（小学校）の体育主任と後期課程（中学校）の保健体育教員からは「下級生は上級生の姿から、今後のあこがれをもったり、上級生の仕事や役割のモデルを知ることができる」、「中学生のリーダー意識が成長する」、「一人一人が自身の成長を9年間を通してみることができる」、「9年間の系統性を考えながら指導できる」及び「行事としての見応えがあり保護者からも高評価だった」という好意的な回答が多かった。一方で、「お互い（小学校と中学校）がwin-winになるようなめあての設定や活動が難しい」、「上級生にまかせきりにならないように、下級生にも『我が事』の精神で向かわせる工夫が必要である」、「大人数になるため、練習場所の確保や日程の調整が難しい」、「教員側も小学校のこと、中学校のこと、縦割りのことなど多くの配慮が必要になる」及び「今まで6年生がしていた役割がなくなり、6年生の活躍の場面がなくなってしまった」という課題も指摘されていた。

このように、幅広い学年の児童・生徒が合同に実施する体育的行事においては、人数や規模の大きさやメリットが指摘されているが、幅広い学年であるために生じる人間関係においてはメリットとデメリットの両方が生じており教員が対応に苦慮していることがうかがえた。

3-6. 部活動について

前期課程（小学生）の児童の部活動への参加状況を検討するために、本研究で対象となった鳥取県の小中一貫教育校4校の前期課程（小学校）の

体育担当者と後期課程（中学校）の保健体育教員に、小学生の部活動の参加状況についてアンケートを実施した（表3）。

その結果、小中一貫校のA校、義務教育学校であるB及びD校の3校は、6年生が後期課程（中学校）部活動に参加していた。また、A校は、6年生の3月1日から仮入部という形で、7年生（中学1年生）からの正式入部であったが、B及びD校では体験入部を済ませた後の小学校6年生の2月末や11月から正式入部であった。尚、体験入部については、小中一貫校のA校、義務教育学校であるB・C・D校で小学6年生の時期に、2週間ほどの期間で実施されていた。

以上のように、本研究の3校において前期課程（小学校）の6年生が部活動に参加していた。生徒の減少に伴い部活動が減少しているが¹¹⁾、本研究の小中一貫教育校のように小学生のうちから児童が部活動にすることで集団スポーツのチーム編成などの問題が解消されることにより、競技力の向上以外にも、体力の向上や運動を楽しめる環境づくりへの貢献に期待がもてると考えられる。

一方、前期課程（小学校）の教員による部活動への関わり方については、A校ではスキー部のみ副顧問として関わっているが、他の部活への前期課程（小学校）の教員の関わりはない。また、B校では、前期課程（小学校）の教員が顧問として関わっている部もあるが、各部に中学校教員がいるため、中学校教員が主となっている。C校では関わりがなく、D校では顧問として関わっている。本研究における前期課程（小学校）の教員の部活動への関わり方については、「顧問」、「副顧問」及び「そもそも関わっていない」など学校ごとで違いがみられたが、「学校における働き方改革」¹²⁾が叫ばれる昨今、多くの教員が顧問になることで部活動での負担を分担したり、専門性を持つ教員を顧問にして特技を生かしたりすることで、負担の軽減につながるのなら意義があると考えられる。しかし、教科担任制ではない前期課程（小学校）の教員は、基本的に空き時間が少ないため、放課後に教材研究や授業準備などの業務が集中する。その放課後に部活動の顧問を担当するのは、過度の負担になると考えられる。

部活動についての位置づけは、平成29年3月改定の中学校学習指導要領で、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意す

るものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」とされているが、小学校学習指導要領にはその記載はない。

また、小中一貫教育を行う学校のおよそ4割の学校において、小学校高学年から中学校の部活動への参加が行われており、そのねらいは中1ギャップの緩和や、より早い段階からの興味・関心の多様化や個性の伸長への対応、学級担任以外の多様な教職員が関わることでの思春期早期化への対応、早期からの部活動導入による能力の向上などが指摘されている¹³⁾。したがって、本研究の小中一貫教育校における部活動の扱いについては、各学校の裁量によるところが多いが、一貫教育の利点を生かして前期課程(小学校)の6年生段階から、スムーズな移行を狙っているものと考えられた。

一方で、教員の負担の軽減という視点や、本研究の小中一貫教育校の開校の背景から考えると、今後は地域のスポーツ指導者やスポーツクラブなどを活用した新たな部活動の形を検討することが必要となると思われる。しかし、少子化により学校の統廃合が必要な地域では、地域のスポーツ指導者やスポーツクラブの選択肢がそもそも少ない状況が予想され、「学校の教員＝地域のスポーツ指導者」という状況も珍しくない。したがって、本研究のような開校背景をもつ小中一貫教育校においては、部活動における小中一貫教育の効果は限定的で、一般校と同様に専門指導者の確保や地域との連携、教員の負担の軽減など課題は多い。

4. 結語

本研究により、対象となった鳥取県の小中一貫教育校4校では、「系統的な学習指導の展開」や「小中間におけるギャップの解消」といった教育上の目的よりも、「少子化」や「地域に学校を残したい」といった地域の要請」といった別の要因が開校に大きく影響していることが明らかとなった。

また、本研究では、保健体育教員が乗り入れ指導をする際、体育の専門的な「教科内容」ではなく、言葉遣いや声掛けなどの「指導方法」に戸惑いがみられたり、体育的行事において児童・生徒の両者にメリットとなるめあてや活動の設定に困難が生じていたりした。さらに、運動部活動については、「小中一貫教育」といいながら、実際は6年生からの限定的な部活動への参加形態となっていた。

以上から、少子化が進む我が国においては、今後、本研究と同様な理由での小中一貫教育校の開校が予想されるが、小中一貫教育校の設立に際しては教育効果とともに、地域と一体となり多角的な視点からの検討が必要になると思われる。特に、体育授業や運動部活動に代表されるスポーツ教育については、児童・生徒の9年間という幅の広い成長段階を理解し、指導に活かせる人材が必要になると考えられる。その際、児童・生徒の運動能力向上だけでなく、教員の負担軽減という視点からも、学校内にとどまらず地域のスポーツ指導者やスポーツクラブと連携することで、持続可能で豊かなスポーツ教育が展開されることを期待したい。

謝辞

本研究を実施するにあたり、ご理解とご協力いただきました各校の校長及び教員の皆様に心より感謝いたします。

文献

- 1) 総務省統計局：統計トピックス No.109 我が国のこどもの数 - 「こどもの日」にちなんで（「人口推計」から平成30年5月4日）（平成31年3月1日現在）
<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/topics/pdf/topics109.pdf>
- 2) 文部科学省：「文部科学統計要覧」（平成30年度版）（平成31年3月1日現在）
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/1403130.htm
- 3) 学校教育法施行規則第41条 中学校については、第79条において準用 1947年施行
- 4) 文部科学省：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力あ

- る学校づくりにむけて～，2015（平成 31 年 3 月 1 日現在）
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2015/07/24/1354768_1.pdf
- 5) 文部科学省：小中一貫教育の導入状況調査について（平成 31 年 3 月 1 日現在）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/__icsFiles/afieldfile/2017/09/08/1395183_01.pdf
- 6) 加藤純一：小中連携からみる体育・保健体育のあり方について—運動領域の系統性を中心に—，「教育学部紀要」文教大学教育学部，49，133-153，2015
- 7) 鳥取県庁ホームページ 統計課（平成 31 年 3 月 1 日現在）
<https://www.pref.tottori.lg.jp/202682.htm>
- 8) 関耕二：小学校の統廃合が体力の発達に及ぼす影響に関する事例的研究，山陰体育学研究，33，14-20，2018
- 9) 鳥取県：教育関係職員録 2018
- 10) 鳥取市立湖南小学校・湖南中学校：平成 17・18 年度鳥取市中学校教育振興会指定研究『一貫校で人づくり、地域づくり！』～湖南小・中学校一貫校をめざして～，10-13，2006
- 11) スポーツ庁：運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 31 年 3 月 1 日現在）
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/__icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1402624_1.pdf
- 12) 中央教育審議会：新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（第 213 号）（平成 31 年 1 月 25 日）
- 13) 文部科学省：小中一貫した教育課程の編成、実施に関する手引き（平成 31 年 3 月 1 日現在）
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/19/136974

